平成30年度京部地区環境教育研究協議会実施報告

- 1 期 日 平成30年7月23日(月)
- 2 会 場 埼玉県立総合教育センター 611研修室
- 3 目 的

平成24年10月1日に完全施行された「環境教育等促進法」では、学校教育における環境教育の充実として、①教育活動における環境配慮の努力義務、②学校教育における環境教育の一層の推進が求められている。

このことを踏まえ、持続可能な社会を構築するため、各校の取組の内容とその成果及び課題を発表し、共有するとともに、環境教育を充実させる取組について研究協議を行い、各校、各市町における環境教育の改善及び充実を図る。

4 内容

(1) 全体会 [

- (1)情報提供(埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課)
- ②実践発表(杉戸町立杉戸中学校)
- ③指導講評及び情報提供

(埼玉県立総合教育センター江南支所)



杉戸町立杉戸中学校の実践発表スライド



総合教育センター江南支所の情報提供



分科会の様子

(2) 分科会

◆第1分科会:中学校部会 ◆第2分科会:小学校部会

- ①レポートをもとに各校の実践発表
- ②研究協議

【研究協議題】

「環境教育等促進法を踏まえ、持続可能な社会を構築するための学校教育における環境 教育を充実させる取組の成果と課題について」

(3)全体会Ⅱ

- ①分科会別研究協議内容発表
- ②指導講評(埼玉県立総合教育センター江南支所)

5 指導者から



○環境教育については、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材を はぐくむことが大切であり、環境教育を通じて、人間と環境との関わりについ ての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくり に主体的に参画できる人材を育成することを目指す。

○学校における環境教育の取組における留意事項

(発達への配慮)

- 小学校低学年は、体験や感性が重要。
- ・学年が上がるに従い、重点とするねらいが「課題発見と解決へ向けての 実践力」「行動を通じて思考・判断する能力」等へと変化する。

(学校全体での取組)

- 全教職員が学校教育の中で環境教育についてどのように取り組み、実践するかについて共通理解する。
- 学年間、教科間での連携を積極的に図る。

(地域・家庭との関わり)

- 地域の身近な問題に目を向け、身近な活動から学習を始める。
- ・家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に活かす。

○環境教育で期待されること

- ・環境問題の解決には、子供の頃からの正しい認識が必要。
- 身近な事柄への関心や対処の仕方などについて基礎・基本を身に付けさせる教育が期待される。

6 参会者の感想から

- 一部の教員に負担をかけるのではなく、教員間の連携、情報の共有をうまく行い、全体で取り組むことが改めて大切だと感じた。
- これからの環境教育を充実させていくためには、一部の人だけでなく、家庭や地域、 そして、企業も巻き込んだ活動を進めていくことが必要だと強く感じた。
- 生徒に活動させただけに終わる環境教育ではなく、環境を守る意義を知り、守ろうとする心の面を育てていけるとよいと思う。
- 「環境について何をするか」を目的にするのではなく、「体験を通して環境に関して考えをもてる子、その考えに基づいて実行できる子を育てること」が目的であると再確認できた。